

日本政府はアイヌ民族の遺骨を どうしようとしているのか

アイヌ政策推進会議
第10回「アイヌ政策推進作業部会」
(2013年2月22日)の議事録から

■一昨年6月の象徴空間作業部会の報告においては、アイヌの人骨について、遺族等への返還が可能なものについては各大学等において返還し、遺族等への返還の目的が立たないものについては、国が主導して象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮すること、集約に際しては地元の理解を得るように努めること、集約した人骨については、アイヌの人々の理解を得ながら研究に寄与することを可能とすること、といった方針が示されたところ。

これを踏まえ、文部科学省において、大学等におけるアイヌ人骨の保管状況を把握するため、昨年末まで全国の大学を対象に調査を実施している。現時点で11大学から保管している旨の回答が寄せられているが、記述内容に統一性がとれていない部分などもあり、現在文部科学省において回答内容を精査中。次回の作業部会において経過を報告できればと考えている。

また、昨年9月に、3名の方が人骨の返還を求めて北海道大学を提訴しており、現在、訴訟係属中となっている。

こういった状況を踏まえて、今後返還・集約に向けて更に具体的な検討をしていくに当たっての基本的な考え方について御議論いただきたいと考えている。

一点目は、人骨の返還・集約を進めるに当たっては、**アイヌの人々の意向を最大限尊重**するという。国はアイヌの多数の人々の意に反して、無理に象徴空間へ集約したり研究利用を強行するというつもりでこのプロジェクトを進めているわけではない。人骨問題については、アイヌの方々の中にも多様な意見が存在するように思われる状況があるが、可能な限り多くの方々へ御納得いただけるよう、丁寧に説明していく必要があると考えている。

二点目は、**アイヌの人々が返還を求め人骨については、象徴空間への集約後も含めて、最大限返還**するという。返還は、十分な情報提供のもと、アイヌの方々からの申請によるものが基本になると考えている。手続には十

分時間をかけるとともに、象徴空間への集約後であっても、求めがあれば返還に対応できるようにする必要がある。象徴空間への集約後の人骨について、当分の間、返還手続に備えて適切に保管しておく必要がある。

三点目は、返還に当たっては、適切な相手先に確実に返還し、**遺骨が何度も移転させられるような事態は極力避け**ること。現在の裁判例によると、遺骨の所有権は本来的には祭祀承継者に帰属することになっている。そうすると、**本来の祭祀承継者以外の方々、例えばそのお墓を管理していない親族の方あるいは地域のアイヌ関係団体の方々に返還する場合、返還後に祭祀承継者から返還を求められる可能性がある点に注意をしなければならない**という趣旨である。また、文化財に一部指定されている副葬品などについては、帰属する地方公共団体との調整を要するものである。論点としては、本来の祭祀承継者以外の方々、例えば地域のアイヌ関係団体に遺骨を返還することについてどう考えるか、ということが挙げられる。

四点目は、**遺骨と一対一で対応する副葬品については、遺骨と帰趨を共にするものとする**ということ。各大学が保管している遺骨に関連する副葬品のうち、個々の遺骨と一対一で対応する、つまり、この遺骨と一緒に納められていた副葬品であることが明らか場合には、遺骨を返還する場合には共に返還し、遺骨が象徴空間への集約対象となる場合には共に移管するというの。また、遺骨との対応関係は明らかでないが、掘り出された遺骨と一緒にあった副葬品であることがわかっている場合については、他の遺骨と共に象徴空間に移管して慰霊施設で保管することが基本ではないかと考えている。また、一般的に副葬品とされる事物であっても、各大学が保管している遺骨との関係が明らかでないものについては、これらの手続の対象とはしないということと考えている。

五点目は、各大学等で対応に差異が出ないように、**政府において返還手続に**

関するガイドラインを作成し、各大学等に御協力いただくということ。

六点目は、返還・集約に先立ち、**適切でない保管状況の人骨がもしあれば、その大学等に対して速やかな改善を促す**ということ。

これらの基本的な考え方を踏まえて、個人が特定できる人骨については、返還手続に関するガイドラインの検討に速やかに着手し、平成25年度のできるだけ早い時期に返還に着手できるように進めていきたいと考えている。個人が特定できない人骨、おそらくはこちらのほうが大半になるかと思われるが、これらについてもできるだけ早期に返還に着手できるよう、集約の在り方についての検討と並行して検討を進めていきたいと考えている。

■11大学から回答があったとのことだが、大学名はわかるのか。

■回答内容を精査中のため、この場での個々の大学名の公表は差し控えさせていただくが、以前からアイヌ人骨を保有していると知られている大学に加えて、例えば数体だけ保有しているのではないかと大学が一部追加されたという感じである。

■氏名はわかるのか。説明では大半はわからないと言われていたが、そう理解してよいのか。

■そういう状況だと伺っている。

■返還の話が出ているが、**氏名がわからないのでは返し方がない**。

■祭祀承継者以外の方、例えば地域のアイヌ団体の方への返還をどう考えるかということに関わるが、例えばある地域から出てきた人骨であることはわかっているが個人が特定できない場合に、その地域に返還するということが適当か。個人が特定できないものは象徴空間に集約するのか。考え方によって帰趨が変わってくる。

■文化財に認定されている副葬品等については、帰属する地方公共団体と調整することのだが、どういった副葬品の話をしているのか。お墓から一緒に出てきたから副葬品というのではないか。

■例えば男性の墓の場合だと刀剣を一

2013年2月22日(金)13:55~16:10、中央合同庁舎第四号館全省庁共用 1214 特別会議室

出席者=常本部長/阿部委員/大西委員/加藤委員/菊地委員/佐々木委員/佐藤委員/篠田委員/丸子委員

事務局=小西内閣審議官/内閣参事官ほか

傍聴=財務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省/環境省ほか

緒に副葬するといった事例があるが、お墓から掘り出されたわけではない刀剣も当然ある。後者については、一般的に副葬品とされる事物であっても、対象とはしないということである。

文化財に認定されている副葬品というのは、実際にお墓から一緒に出てきたものであって、かつ文化財として認定されているものが仮にあったとしたら、それについては文化財関係の手続があり、関係自治体との調整が必要であるという趣旨を注意的に述べたものである。

■文化財に認定されたものの中に、副葬品と思われるものは、おそらくないのではないかと。

■想定される論点、問題点がある意味網羅的に拾ったということであり、実際これに該当するものがあるのかどうかというのはこれから明らかになってくるといふことだと思ふ。

■遺骨と副葬品が同一で保管されているということは、その記録があるということ。その記録を大学が見落としているだけで、どこかに発掘当時の記録があるかもしれない。大学側に資料をもう一度チェックしてもらふ必要もあるだろうし、副葬品から家系をたどれる可能性もある。そのあたりをもう少し掘り下げて調べてほしい。

また、ここには大学で保管されている遺骨しか出ていないけれども、**大学だけではなくて、どこかの資料館や博物館にもアイヌの遺骨があるかもしれない。**

■遺骨と副葬品の対応関係がわかるものは例外的で、副葬品に何らかの情報がついていないものはあまりないように聞いている。

■非常に多岐な問題を提起されており、大学からの情報が出てきていないのでわからないところが多いが、個々の大学によってかなり状況が違って、それによってこちら側が考えなければいけないことがたくさんあるのだろうと思ふ。

25年度のできるだけ早い時期に返還するということになると、大学が個別に返還することになる気がするが、

それが**果たして実際に可能かどうかはかなり難しい**と思ふ。人骨が個別になっているところはそうたくさんあるわけではないと思ふし、まとまった状態のものもあるだろうから、それを個体ごとに分けていけるのかという問題もある。

アイヌの骨だと言われていたものが後に和人のものだとわかった例もある。そういうことも考えると、かなり長い期間調査しないと、なかなか返還までは辿り着かないと思ふ。氏名がわかっているものがいくつかあるのでそれは返還しようと先走り、後から問題になるのも心外である。

副葬品については、メモが出てきて、この骨には副葬品があったと書いてあるのだけれども、その副葬品が見つからないというケースはあり得る。最初にしっかりと精査しないと、後で統一がとれなくなると思われる。

■問題の多くは調査結果が出てこないで議論できないので、今の段階では、論点として提示したことについて御意見を頂戴したい。

人骨の返還について、できるだけ多くのアイヌの方々の御意向に沿ってその取扱いを考えていきたいということでもよしいかということが一つ。それから、象徴空間に集約することになったとしても、集約後も継続して人骨及び副葬品の返還を継続するというのもよしいかということ。返還の相手方についても、**基本は個人に返還する方向で考えているけれども、その場合の個人というのは現行法制上の祭祀承継者という考え方でよいのか。**団体とか地域への返還ということもあり得ると考えるかどうか。そして副葬品については、基本的には遺骨と対応関係の明らかなものについては遺骨と同じ扱いにして、そうではないものについてはお墓から出たものという意味で慰霊の対象として扱うということでもよしいのかということ。

大学においてまず返還できるものは返還するとしてはいるけれども、個々の大学がそれぞれの考えに応じて返還するというだけでは混乱が生じ、アイ

ヌの方々にとっても不利益が生ずるおそれがあるので、まず国が統一的なガイドラインをつくって、それにしたがって各大学が極力速やかに返還していくということでもよしいか。それができる体制が整ったことを前提にした上で、25年度の可及的に早い時期から返還し始めるということでもよしいか。論点はおおよそこういうことなのだろうと思ふ。

■**団体に返還して果たしてよいのか。これはよくないと思っているけれども、ただ、1,600体もあるものをいつまでも放っておいてよいのか。大きな人権問題**だと思ふ。何もしていないまま5年が経っている。先住民族と認められて5年が経っているが何もできていない。言葉を躍らせても物事はできない。そうではなくて、実際にやることだと思ふ。何もせずに議論していても始まらない。

■過去に、北大がアイヌ協会の5支部に返還をした。これは、返還を受ける意向があるかどうか、未永くその地域で慰霊ができるかということ踏まえたものだったが、**今思うに、アイヌ協会が御遺族に成り代わっているらと対応していたが、協会員以外の遺族、関係者もいる。**

当時は、地域、コタンに戻すという発想で、そういう経験もなかったのでよかれと思つたが、コタンなのか遺族なのかということ突き詰めていけば、個人ということにならざるを得ないのではないかと。

地元がよいということであれば、むしろ象徴空間に集約していくことが、今後に遺恨を残すようなことにならないのではないかと考えている。

■諸外国の例を見れば、地域や団体に返還するのが原則で、**個人に返還するほうが例外**というか、ほとんど例を見ないくらいである。団体なり地域に返還することができれば、返還できる御遺骨数もふえるということは確かである。

一方で、**地域のアイヌの方々を適正に代表するような組織なり団体をどう構成するのか。アイヌ協会の支部が地**

日本政府はアイヌ民族の遺骨を どうしようとしているのか

域を代表しているといえるか、それなりに地域を代表しているといえるような組織、団体ができたとしても、複数の考え方に基づく競合的請求が出る可能性もある。競合的請求の扱いは非常に難しい。

■先般、アイヌ協会八雲支部の総会に出席した。八雲支部は過去にもアイヌ碑を建てているが、今回、寄付を募って、再度、大きな地震が来ても大丈夫なような碑を建てた。八雲町の皆さんの理解度がすごいと思ったのは、場所が共同墓地の正面であること。北海道のどこに行ってもそんなところはない。そこに13名のアイヌの名前が刻まれている。

そういったことからいくと、博物館などに保管されているアイヌの人骨についても、国の責任で調査して、懇ろに弔っていただきたい。そういった感情は、民族を問わない。お盆になったら墓参りに行くのと同じこと。早急にできることから進めていただきたいと思う。

■現実問題として、かつてあったように、アイヌ協会の支部が大学等に返還を要求することが今後もあり得るだろうか。もしそういうことがあった場合には、その**支部が果たして遺骨の返還を受ける適格を有するかどうかを考えなければいけない**ことになるわけで、おそらく個人以外の返還対象者を考える場合の具体的論点の第一はそれではないかという気がする。

■今までそういう議論をしたことがなく、そういう支部があるかどうかは何とも言えないが、支部として受けるか受けないかは微妙な話である。重大な話になってくる。

■現在、協会として、そういう動きがあるとは認識しておられないということか。

■遺族に成り代わってという形にはなっていない。地域の代表としてその地域を包含しているかといった、先ほど述べられていたことにつながっていく話で、結論を導き出すことはなかなか難しい。

■北大や札幌医大についてはほぼ問題なく整理が進んでいると思うが、他の大学はどうか。適切に保管されているかどうか分からないのだとすれば、北大と札幌医大以外の人骨を当ใดどこかに集約するという方向も考えるべきではないかと思う。

■11大学あるというのは知らなかったが、北大、札幌医大のほか5つの大学に関しては、基本的には適切に保管されていると考えている。

■御指摘のような問題があり得るので、象徴空間ができるまで若干時間がかかるとすれば、その間は大学において改善を図るということは要望せざるを得ない。結論としては、こういう改善を促すということではよいかと思う。まとめると、原則としてアイヌの方々の御意向を踏まえて進めていく。象徴空間への集約後であっても返還すべきものは返還するという体制をつくる。返還に当たっては、個人を原則とせざるを得ないけれども、集団については、なお検討する可能性がないわけではない。実際どうなるかという問題はあろうが、今の段階でその可能性を封ざるべきではないだろう。

副葬品については、基本的に御遺骨との対応関係の有無で取扱いを決めていく。そして何より重要な返還については、まず政府のほうでガイドラインを早急に作成し、それに基づいて大学において返還手続に入る。そして、現時点で個人が特定されていない御遺骨の取扱いについては、早急に法的な問題等を詰めながら、結論を導いていく。

ただ、これらは、以前からある程度議論にはなっていたことでもあって、**実務的な検討が我々の期待していたほどのスピードで進んでいないという印象がある**といわざるを得ない。

■今後発掘される人骨の取扱いについては、どのようにお考えか。

■その点については、逆に御意見をお伺いできればと思うのだが、一つの考え方としては、文化財保護法等の現行規定で適切に処理していただくということ。もう一つには、アイヌの遺骨で

ある以上は、すべからく象徴空間に集約すべきだという議論もあり得るかと思う。**現時点でどちらが目指すべき望ましい方向なのか、結論が出ているわけではない。**

■現実的可能性を持った問題ではあるが、おそらくここですぐに議論できる問題ではないと思う。ただ、重要な問題には違いないので、宿題として残させていただく。

■基本的にアイヌの人骨であれば**全て象徴空間に持っていくというのは、すっきりする一つの考え方**だと思う。ただ、返還作業が当然出てくるわけだから、骨をきちんと扱える人がそこにいなければいけない。博物館の機能と関わる問題だが、**人骨を適切に管理できる技術を持つ人間を配置し、返還に関する調査もそこですというシステムをつくるのがよい**と思う。

■今のことに関連して論点の確認をさせていただくと、集約後の御遺骨のあり方については、土にあったものはできるだけ速やかに土にお返しすべきだという御意見もあるが、こういった返還の可能性を残しておくためには返還できる状態にしておく必要があるので、**直ちに土にお返しするわけにはいかない**ということを御了解いただきたいということ。

それから、返還するというのであれば、専門的な取扱いが必要なので、研究とは別の意味でも、専門家が必要であるという御指摘かと思う。

■おっしゃるとおり、象徴空間では、返還のためにいろいろな調査研究をする人が絶対に必要。

■この問題については、次回の部会で文部科学省から報告があると思うので、その場でまた御意見をいただきたい。

.....

文中、文字強調は北大開示文書研究会による。議事録の全文は首相官邸／アイヌ政策推進会議のサイトで公開されています。